

公益通報の公表について

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例（平成16年杉並区条例第3号）第9条及び同条例施行規則（平成16年杉並区規則第26号）第8条第1項の規定により、令和6年1月26日付け、公益通報を公表いたしました。

1. 通報の件名

- (1) 済美教育センター元会計年度任用職員Aによる業務における私有パソコンの利用及び私有パソコンの利用に伴う情報資産の持ち出し
- (2) 済美教育センター会計年度任用職員Bによる勤務時間の不正及び不適切な自動車通勤
- (3) 馬橋小学校の児童指導要録の紛失
- (4) 非常勤教員に係る不適切な人事配置

なお、(3)については、令和5年10月27日の教育委員会でご報告した「区立小中学校などにおける指導要録の紛失について」の事案における、個人情報情報を紛失した小学校7校のうちの1校です。

2. 経緯

令和5年9月26日に区長の附属機関である杉並区公益監察員に公益通報があり、同監察員による調査が行われ、11月30日付けで調査結果報告書の提出を受けました。

その後、同報告書に基づき区による調査を実施し、現時点で判明している事実等について杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例に基づき公表するものです。

3. 公益監察員による調査結果の概要

- (1) 私有パソコンを用いていたことは事実として認められ、私有パソコンを利用していたということは情報資産を持ち出して利用していたといえる。
- (2) 勤務実態と合わない出退勤の修正が行われていたと認められる。また、自動車通勤を複数回行い、通勤手当についても交通機関を利用した前提で受領したことが認められる。
- (3) 故意に隠蔽等が図られていた事実は認められないが、適切な対応がとられなかったことについては、任務懈怠があったと認めざるを得ない。
- (4) 不適切な配置に気づき、速やかに適切な人事配置が行われていることを確認した。

4. 資料

別紙1. 済美教育センター元会計年度任用職員Aによる業務における私有パソコンの利用及び私有パソコンの利用に伴う情報資産の持ち出し

別紙2. 済美教育センター会計年度任用職員Bによる勤務時間の不正及び不適切な自動車通勤

別紙3. 馬橋小学校の児童指導要録の紛失

別紙4. 非常勤教員に係る不適切な人事配置

済美教育センター元会計年度任用職員 A による業務における 私有パソコンの利用及び私有パソコンの利用に伴う情報資産の持ち出し

1 通報の内容

元会計年度任用職員 A は、済美教育センターの嘱託員として任用され、任期付常勤職員を経て、令和 2 年 4 月から令和 5 年 3 月に退職するまで会計年度任用職員として済美教育センターに勤務した。

元会計年度任用職員 A は、杉並区教育委員会が独自に実施してきた学力調査の分析において中心的な役割を果たしており、学力調査の委託業者から区へ納品された CD-ROM のデータを、自身の私有パソコンに取り込んで、学力調査の分析作業を行っていた。本来、私有パソコンを職場に持ち込み使用することは許されないが、元会計年度任用職員 A は「教育長付」という肩書を使用していたことで特別扱いがされていた。

また、元会計年度任用職員 A が退職する際、学力調査の分析結果等に関し適切な引き継ぎ及びデータの保管がされなかった。

2 公益監察員による調査結果及び公益監察員の意見

【業務における私有パソコンの利用について】

(1) 調査結果

複数の職員からの聴き取り調査の結果、元会計年度任用職員 A が長期に渡り、業務に従事する際、私有パソコンを用いていたことは事実として認められる。

(2) 公益監察員の意見

ア 元会計年度任用職員 A が私有パソコンで行っていた学力調査の分析にあたっては、各児童生徒の解答状況一覧も用いられており、少なくともこの情報資産は、杉並区情報セキュリティ対策基準（以下、「対策基準」という。）第 12 条 2 項（1）及び別表 1 から機密資産に定義される。

イ 対策基準において、機密資産を取り扱う場合、私有パソコンの使用は禁じられている。対策基準の施行（平成 29 年 4 月 1 日）前においても、杉並区職員の私有パソコン取扱要綱※にて所属課長（済美教育センター所長）による利用登録がない限り、その利用は禁じられていた。

ウ したがって、元会計年度任用職員 A による私有パソコンの利用は、対策基準及び杉並区職員の私有パソコン取扱要綱に反するものであり、A、当時の情報セキュリティ管理者（済美教育センター所長）及び平成 29 年 4 月 1 日以前にこれを黙認していた A の所属課長らに非違行為があったといわざるを得ない。

エ 本人への聴き取り調査を行うことはできなかったが、おそらく区から支給されたパソコンでは、その性能や仕様からして、学力調査の分析など自身の業務を行うことが不可能であったことから私有パソコンを用いていたと推察する。そうであれば、少なくとも元会計年度任用職員 A の業務に支障を来さぬ程度の端末等が支給されるよう手続きをとるなど、取るべき他の方策があったことは念のため付言する。

※対策基準の施行に伴い、杉並区職員の私有パソコン取扱要綱に係る内容は対策基準に移行したため、同要綱は平成 29 年 3 月 31 日に廃止した。

【私有パソコンの利用に伴う情報資産の持ち出しについて】

(1) 調査結果

元会計年度任用職員Aの私有パソコンにて学力調査の分析結果等を利用していたということは、本件情報資産を持ち出して利用していたといえる。

(2) 公益監察員の意見

- ア 元会計年度任用職員Aは、対策基準第46条に基づき、退職する際に私有パソコンで利用していた学力調査の分析結果等を返却しなければならないところ、これを怠っていたことが認められる。
- イ 仮に自身の私有パソコンにあった本件情報資産を廃棄していたとしても、廃棄にあたっては対策基準第24条3項に基づき、情報セキュリティ管理者の承認を得なければならないところ、これを得ずに廃棄したといえる。
- ウ そもそも元会計年度任用職員Aは私有パソコンにて本件情報資産を利用していたということは、本件情報資産を持ち出して利用していたといえるが、それにもかかわらず、Aは対策基準第43条に基づく持ち出しの記録を作成・保管していない。
- エ さらに、私有パソコンを持ち帰っていたのであれば、これについても情報セキュリティ管理者の承認を得ていない以上、杉並区情報セキュリティ対策基準第21条（情報資産の持ち出し）に反する。
- オ 本件情報資産に係る情報セキュリティ管理者においても、適切な取扱い制限を行っていたかは極めて疑問が残る。少なくとも調査をした限りでは、適切な取扱い制限をした事情は窺われなかった。

3 区の対応

(1) 発生原因の分析

元会計年度任用職員Aは、前教育長及び現教育長に対し「教育長付」という肩書の使用について相談し容認されたことから、平成27年度から対外的にも「教育長付」という肩書を使用しており、特別扱いされていたことから、済美教育センター所長を含め複数の職員がAの私有パソコン利用を問題と認識していながらも黙認してきました。済美教育センターの組織風土にも原因があるといえます。

(2) 調査及び今後の対応

本件については、現在も事実確認の調査を行っているところです。調査終了後、必要に応じて、厳正に対処してまいります。

また、事案公表後速やかに、端末の適正な利用及び情報資産の適正な管理について職員に対し再周知いたします。今後の区の情報セキュリティに関する研修においても本事案を事例として紹介し、継続的に再発防止に努めてまいります。

済美教育センター会計年度任用職員Bによる 勤務時間の不正及び不適切な自動車通勤

1 通報の内容

会計年度任用職員Bは、勤務時間の定めのない専門非常勤として済美教育センターに任用されたが、令和2年度に会計年度任用職員制度が導入され、身分が会計年度任用職員に切り替わり勤務時間が定められた。

会計年度任用職員は、本来、始業時間の午前8時30分までに出勤し、かつ、出退勤時刻をICカードで打刻しなければならない。

しかし、会計年度任用職員Bは始業時間までに出勤せず、かつ、ICカードによる出退勤打刻を行わなかった。会計年度任用職員Bの出退勤に関しては、済美教育センターの職員が、勤務実態とは異なる出退勤時間に修正入力を行っていた。

また、会計年度任用職員Bは、専門非常勤の頃から自動車通勤を行っていた。会計年度任用職員に身分が移行され通勤手当が支給されるようになった後も、自動車通勤を複数回行っており、さらに通勤手当の支給を受けていた。

2 公益監察員による調査結果及び公益監察員の意見

【勤務時間の不正について】

(1) 調査結果

会計年度任用職員Bは、専門非常勤から会計年度任用職員に身分移行後も、勤務形態を変えることなく不規則勤務をしていたことから、令和2年4月から令和5年1月31日までほぼ連日にわたって、勤務実態と合わない出退勤の修正が行われていたと認められる。

(2) 公益監察員の意見

ア 会計年度任用職員Bは、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることにあたり、事前にそれまでの勤務形態での採用は行われないと説明を受けていたことからすれば、自身の出退勤管理が形式的には不正であることは少なからず認識していたといえる。

イ 他方で、会計年度任用職員Bは会計年度任用職員として採用されるに当たり、教育長から従前の働き方を変える必要はないかのごとく示唆されていたと述べ、実際に他の職員に依頼することなく、出退勤時間の修正が行われていたことからすれば、少なくともB単独で不正を行っていたとはいえない。

ウ 会計年度任用職員制度の導入によって、これまでと同様に業務に従事できない問題点を解消すべく、済美教育センターの組織全体として勤務実態とは合わない出退勤時間の修正をする方針をとっていたのではとさえ考えられる。

エ 当然のことながら、上記理由があったとしても勤務実態と合わない出退勤時の修正が許されることにはならない。実態にあった勤務管理がなされるべきであったといえる。

【不適切な自動車通勤について】

(1) 調査結果

会計年度任用職員Bについて、通勤手当の支給がなかった頃（会計年度任用職員に採用される令和2年度以前）から、自動車通勤を行い、通勤手当の支給がされるようになった以降も、自動車通勤を複数回行い、通勤手当についても交通機関を利用した前提での金額を受領していたことが認められる。

(2) 公益監察員の意見

- ア 会計年度任用職員Bの業務の性質上、学校間の移動等を余儀なくされることもあり、その際に公共交通機関を用いることによって移動時間を大幅に要してしまうことから、通勤手当の支給がなかった頃（会計年度任用職員に採用される令和2年度以前）から、自動車通勤を行い、事実上黙認されていたとのことである。
- イ しかし、手続きをとらずに自動車通勤をすること、また、これを黙認することは許されるわけではない。
- ウ 会計年度任用職員Bの通勤手当が実費精算での支払いでない以上、通勤手当の算出においての額に基づいて算出されたかを調査し、また、月に何回自動車通勤を行っていたか特定しない限り、通勤手当の不正受給の有無について判断することはできない。

3 区への対応

(1) 調査

会計年度任用職員B本人から聴取するとともに、当時の所属長及び関係管理職、出退勤の入力を行った済美教育センター職員等に対して聴取を行いました。その結果、本人及び関係者の証言から通報内容が事実であることが確認されました。

(2) 発生原因の分析

会計年度任用職員Bには平成28年度から「教育長付」という肩書がつけられており、それにより複数の職員がBの出退勤管理と自動車通勤を問題と認識していながらも黙認されてきたことは、済美教育センターの組織風土にも原因があるといえます。

(3) 今後の対応

会計年度任用職員Bの出退勤及び自動車通勤については、既に是正がされていますが、今後、さらに徹底した事実確認、調査を行ったうえで、給与の返還を請求することも含め厳正に対処してまいります。

なお、本件と同じ内容について、既に令和5年1月下旬に職員から、当時の教育委員会事務局の複数の管理職に対して調査の依頼がなされ、教育長にも報告がされていました。

また、同時期に杉並区監査委員により実施された定期監査において、不適切な出退勤管理等について注意を受けたため、それ以降は是正されましたが、注意を受けるまでの不適切な行為については十分な調査が行われず、職員のサービスを所掌する区長部局に対しても報告されませんでした。今後、これらの不作為に対しても、厳正に対処してまいります。

馬橋小学校の児童指導要録の紛失

1 通報の内容

令和5年9月に発覚した区立馬橋小学校の児童等の氏名・現住所・保護者氏名などが記録されている指導要録の紛失について、教育委員会事務局において調査など適切な措置がとられることなく隠蔽していることが疑われる。

2 公益監察員による調査結果及び公益監察員の意見

(1) 調査結果

令和5年9月に発覚した指導要録の紛失に関しては、故意に隠蔽等が図られていた事実は認められない。しかし、令和元年秋頃に職員が紛失事実を把握し、その内容を校長及び教育人事企画課長に報告したにも関わらず、適切な対応がとられなかったことについては、任務け怠があったと認めざるを得ない。

(2) 公益監察員の意見

ア 教育人事企画課から派遣された職員が令和元年秋頃に気づくまで、指導要録を紛失していることすら学校内で把握できておらず、杜撰な管理であったことは否めない。誤って廃棄された可能性が高いといえ、廃棄にあたってのチェック体制に問題があったことは明らかである。同小学校校長による指導要録保管状況の届け出が、確認することなくなされてきたと指摘せざるを得ず、少なくとも校長の責任は否定できない。

イ 本件指導要録の紛失を気づいた職員は、その旨校長及び教育人事企画課長に口頭にて報告している。そうだとすれば、校長は教育委員会へ、教育人事企画課長は教育長にそれぞれ報告すべきであった。これについて故意に怠ったとまでは断定することはできない。

ウ 校長及び教育人事企画課長は、本件につき職員から報告を受けた以上、その後に何ら進展がないのであれば自らの責任で必要な確認、措置、連絡等をすべきであり、これらを行うことなく放置していたのであって、任務け怠があったと認めざるを得ない。

エ その後赴任した新たな校長においては、自身が全く関与していない過去の紛失であり、教育委員会には報告済であるとの引き継ぎを受けている。しかし、令和4年度、令和5年度の指導要録保管状況の届出について、形式的には事実と異なる内容であり、また、未だ服務事故として処理等が一切なされていない以上、新たな校長は済美教育センターまたは教育委員会に確認すべきであったとはいえる。この点について落ち度があったと認められる。

オ だれがどのように報告すべきなのか曖昧であったこと、教育委員会への報告がなされた後、教育委員会から対象学校へどのような連絡がなされるのか不明であることなど、制度的な問題もあったと考えられる。

3 区の対応

本件については、令和5年9月に事案発生後、済美教育センター指導主事による全校調査を実施し、10月10日に広報課を通じて報道機関に対して情報提供するとともに、区公式ホームページで事案を公表しました。

また本件に対する学校及び区の対応については、以下のとおり11月28日の令和5年第4回区議会定例会文教委員会へ報告しました。引き続き、再発防止策の確実な実施に努めてまいります。

(1) 学校内での調査

当該校において徹底して校内を捜索しましたが、発見には至っていません。学校における文書廃棄は、一般ごみとして排出するのではなく、契約業者に依頼して溶解処分を行っており、今回の事案は、他の文書に紛れた形での誤廃棄の可能性が高く、個人情報流失の可能性は低いものと考えます。

また、文書の管理状況や紛失の経緯について、過去に遡って調査を行っています。

(2) 卒業の確認について

卒業生の確認については、卒業生台帳で確認が可能であり、それを活用して卒業の証明書等の発行などに対応します。

(3) 関係者への謝罪と説明

対象となる卒業生に対しては、10月10日に文書の郵送により謝罪と説明を行いました。また、現在在職している児童及びその保護者に対しては、書面、一斉メール配信システム等により、お知らせしました。

(4) 再発防止策

10月6日に校長会を開催し、指導要録の適正な管理について、改めて教職員への周知・指導の徹底を行うとともに、誤って廃棄するということが起きないように、保存期間が過ぎた指導要録についての廃棄についての廃棄手順を徹底しました。

また、教育委員会が1学期に行っている学校訪問の際に、指導要録の管理・保存が適切に行われているか点検します。さらに、指導要録の電子保存の仕組みを整え、速やかに実施します。

非常勤教員に係る不適切な人事配置

1 通報の内容

令和5年4月に、東京都の非常勤教員に任用された職員について、本来であれば学校に配置しなければならないところ、事実上、教育委員会事務局学務課に配置している。

2 公益監察員による調査結果

教育委員会事務局の複数の職員から聴き取り調査をしたところ、既に不適切な配置に気づき、速やかに適切な人事配置が行われていることを確認した。

3 区の対応

令和5年12月に、東京都教育庁に杉並区の非常勤教員の不適切な学校外配置の実情について報告と謝罪を行いました。

本件については、非常勤教員の職務内容（若手教員の育成・支援、不応児・生徒への対応、教科指導等）から逸脱して区の業務を行わせていたということではありませんでしたが、本来学校に配置すべき非常勤教員を、教育委員会事務局学務課を含む複数課に配置していたことは適切ではなかったため、速やかに適正な配置に是正いたしました。今後は適切な人事配置に努めてまいります。